

リマズ

記

一 日給ハ現在額ヨリ式割ヲ減ズルコト

一 仕事ノ都合ニヨリ請取ニ付ズルコトアルベキコト

七月及十二月ノ決算ハ当工場ノ會計ノ都合ニヨリ支給スルコト

四大節ノ手当ハ廢止スルコト

部分的时间外勤務ニ服スルコト

昭和六年九月二十七日

以上

合資會社

平田鑛工所

殿

今般者社經營上現状、僅推務を以て新設の事情あり
整理ヲ断行スルノ外ナキコト、相成リ

仍テ者社ノ都合ニ依リ、昭和六年九月二十七日附テ貴殿ヲ
解雇ス

就テハ工場法第ニ十七條ニ依ル解雇手当(日給十四日分ニ相
当スル金額)及返取手当八回時ニ付支給可致ス

右及付通知ス也

昭和六年九月二十七日

東京府荏原郡大崎町下大崎四百五番地

合資會社

平田鑛工所

殿

此而日給ハ東レ九月二十日午後一時ヨリ午後二時迄ノ間、解雇手当
及返取手当ハ十月六日午後一時ヨリ午後二時迄ノ間ニ

当工場ニ於テ申渡付可致スル付、貴取ノ為印銀
付持参有之度ス

以上